

■令和3年8月から介護保険サービスの負担限度額が変わります

① 高額介護（介護予防）サービス費の見直し

医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得相当の方の区分を細分化し、新たな限度額を設定します。介護サービスの利用者または同一世帯に、課税所得380万円（年収約770万円）以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

区 分		負担の上限額（月額）
新設	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000 円（世帯）
住民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満		44,400 円（世帯）
世帯全員が住民税非課税		24,600 円（世帯）
前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等		24,600 円（世帯）
		15,000 円（個人）
生活保護を受給している方等		15,000 円（世帯）

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額

※上記以外の住民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。

② 特定入所者介護サービス費（居住費・食費）の見直し

在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

・補足給付の預貯金要件の見直し

（認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります）

	R3.7月まで	見直し後（R3.8月～）
年金収入等80万円以下（第2段階）	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①）		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超（第3段階②）		単身500万円、夫婦1,500万円

・食費の負担限度額見直し

（介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります）

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後（R3.8月～）	R3.7月まで	見直し後（R3.8月～）
年金収入等80万円以下（第2段階）	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①）	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超（第3段階②）	650円	1,360円	650円	1,300円

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、日額で1,392円から1,445円に変わります。

なお、実際の費用額は施設と利用者との契約により決められます。

※居住費の負担限度額は、変わりません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変わりません。

問 高齢福祉課 介護保険係 内 1 2 9

■介護保険料の還付金詐欺に注意！

市役所の高齢福祉課職員をかたり、介護保険料の還付があるとの不審な電話が多数発生しています。市の職員は、還付の手続きにATMでの操作をお願いすることはありません。また、還付の手続きについては、文書で行っています。電話の内容が少しでも不審に感じたら対応せず、警察や市高齢福祉課へご相談ください。

<このような電話があったら詐欺です>

- ・「介護保険料の還付があるから、夕方までにスーパーや金融機関のATMで手続きするように」
- ・「介護保険料の払い戻しがあるので、口座番号を教えてください」

【相談先】

高齢福祉課 介護保険係 内125

高萩警察署 ☎ 24-0110

■9月5日(日)は 茨城県知事選挙の投票日です

任期満了に伴う茨城県知事選挙は、8月19日(木)に告示、9月5日(日)に投開票となりました。選挙は、政治に参加する大切な権利です。棄権することなく、必ず投票しましょう。投票日に投票に行けない方は、期日前投票または不在者投票をぜひご利用ください。

詳細は、広報きたいばらき8月号および市ホームページに掲載予定です。

問選挙管理委員会事務局(鈴木)内322

■令和3年度 市奨学資金の支給申請を受け付けします

市では、地域社会に貢献できる有用な人材を育成することを目的に、「瓦葺利夫人材育成基金」を財源に、経済的理由により大学への進学が困難な方へ、奨学資金の支給を行います。

【申請者の主な要件】

- ・学力(または、文化・芸術等における成績)および資質に優れ、進学目的が明確であり学習意欲が高い者であること
- ・令和4年3月に高等学校等を卒業し、大学への進学を予定していること(短期大学、専門学校、高等専門学校は該当しません)
- ・本人の属する世帯が、申請時点で市内に3年以上住民登録があること
- ・本人の属する世帯が、生活保護または住民税非課税世帯である、またはその他経済的理由により修学が困難な世帯であること
- ・本人の属する世帯に市税等の滞納がないこと
- ・同種の奨学金の給付(返還免除規定のある貸与を含む)を受ける予定がないこと

【支給人数】

若干名

【奨学資金の額】

入学支度金10万円
奨学金60万円(年額)

【奨学生の選考】

奨学生審査委員会において、申請書類および面接により審査

【申込方法】

申請書類を下記窓口を持参

【申請期限】10月8日(金)午後5時15分

※申請書類は、市ホームページか下記窓口で取得してください。

申問教育総務課 総務学務係(遠山)内452